

山梨県公報

号外第三十九号

平成十八年

七月十一日

火曜日

目次

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則	一
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則	四
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の施行期日定める規則	五
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	五
山梨県行政組織規則及び山梨県事務委任規則の一部を改正する規則	五
山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則	六
山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則	八
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	八
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	九
公安委員会	九
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	九

規則

山梨県規則第三十五号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際この規則による改正前の別記様式の規定による児童手当受給者台帳は、この規則による改正後の別記様式の規定によるものとみなす。

山梨県規則第三十六号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

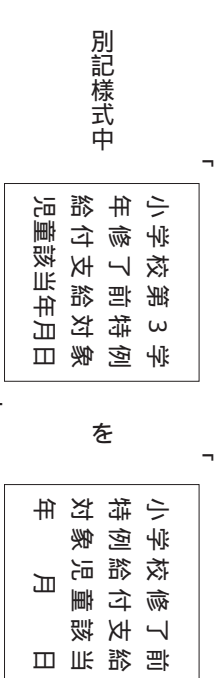
第一条中「第二条の第二項ただし書」を「第二条の第二項第二号及び第三号並びに第二項ただし書」に、「まで及び」を「まで並びに」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第二条の四 条例第二条の第二項第一号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- 二次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
- 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所
- 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所



八 その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項

二 前号に掲げる法令の規定に類するもの

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第十一条第一項を次のように改める。

条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第三十五条第一項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（第十二号様式）を実施機関に提出しなければならない。

第十一条第二項中「前項の規定」を「前二項に規定する申請書」に、「行なつた者にすみやかに」を「行つた者に速やかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第三十五条第二項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書（第十三号様式）に年金証書を添えて実施機関に提出しなければならない。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第二条の三」を「第二条の三第一項」に、「（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第六項第一号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改め、同項第二号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「第二条の三」を「第二条の三第一項」に改め、「（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を削る。

第六号様式(ニ)中「が57,050円」を「が 円」に改める。 円」は28,530円」を「は 円」に改める。

第十五号様式を次のように改める。

地方公務員災害補償

障害の現状報告書(障害補償年金)

(実施機関の職氏名)

.....殿
 下記のとおり障害の現状を報告します。

年 月 日

報告者の住所

氏名 印

1	年金証書の番号	第	号
2	治ゆ年月日	年	月 日
3	障害等級	第	級 号
4 障害の状況			
5 日常生活の概要			
6 公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号
		円	第 号
		円	第 号
			支給開始 年月
			年 月
			所轄社会保険 事務所等
			年 月
* <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 支給停止(免責)			

〔注意事項〕

- 1 報告者は、*印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 障害の状況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

第二十号様式中

住宅介護を行う介護人の派遣	
介護用機器	
在宅介護のための住宅	

在宅介護を行う

介護人の派遣

	長期家族介護者援護金	
	身体障害者用自動車	

期家族介護者援護金	
-----------	--

--	--

附則

- (施行期日等)
- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第一条の四の規定は、平成十八年四月一日から適用する。（経過措置）
 - 新規則第十七条第一項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十七号

山梨県公有財産事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第一条 山梨県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附表第二中「資本減少」を「資本金減少」、「資本の」を「資本金の」に改める。（山梨県卸売市場条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「営業の」を「事業の」、「営業議決認可申請書」を「事業議決認可申請書」に改め、同条第十六号中「の資本」を「の資本金」、「資本（出資額・役員）変更届書」を「資本金（出資額・役員）変更届書」に改める。

第三条第三項及び第四項中「営業」を「事業」に改める。

「氏名（法人で
第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第2条関係）」とし、その名称なら
の役職名および氏名）印」

あるときは、
「氏名（法人であるときは
びに代表者、その名称並びに代表者の
び氏名）印」 役職名及び氏名）印、
受認可申請書」に「づけ」を「付け」、「および面積」を「
または」、「又は」、「ならびに代表者」を「並びに代表者」、「および氏名」
「及び氏名」、「および譲受け」を「及び譲受け」に改める。

第六号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第2条関係）」と
「名称ならびに
および氏名

代表者の役職名
を
「名称並びに代表者の役職名及
および氏名

「と昭和 年」を「と 年」とし、「または」を「又は」とし、「ならびに代表者」
を「並びに代表者」とし、「および氏名」を「及び氏名」とし、「資本」を「資本金」とし、
「および条件」を「及び条件」とし、「もしくは」を「又は」と改める。

第六号様式の二中「資本」を「資本金」と改める。
第十五号様式中「第15号様式」を「第15号様式（第2条関係）」とし、
「その名
の役職

称ならびに代表者
を
「その名称並びに代表者の
および氏名）印、
「資本（出資額・役員）変更
印、
「資本（出資額・役員）変更
印、
「つけ」を「つけ」とし、「係る資
本」を「係る資本金」とし、「お届けします」とし、「の資本」を「の
資本金」と改める。

（山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）
第三条 山梨県中小企業高度化資金貸付規則（平成十二年山梨県規則第五十一号）の一
部を次のように改正する。
第十五条第一項第三号中「整理開始」を削る。
（山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）
第四条 山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年山梨県規則第八十四号）
の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号及び第四号中「資本」を「資本金」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十八号
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の施行期日を定める規則
を次のように定める。
平成十八年七月十一日
山梨県知事 山 本 栄 彦
山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例の施行期日を定める

規則

山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例
第六号）の施行期日は、平成十八年九月一日とする。

山梨県規則第三十九号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年七月十一日
山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正す
る。
第十八条第九項中「事務局長」を「副所長及び事務局長」に改める。

別表第四あけぼの医療福祉センターの項中
「成人支援課」を「地域支援課」とし、「内
児童支援課」を「通園支援課」とし、「歯
入所支援課」を「歯
科・小児科
リハビリテーション科」に改める。

科・小児科

を
「小児科
リハビリテーション科」に改める。

科
ハビリテーション科

を
「皮膚科
療法科」に改める。

別表第六あけぼの医療福祉センターの項第二号を削り、同項第三号中「肢体不自由児」
を「肢体不自由児」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。
附則
この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

山梨県規則第四十号

山梨県行政組織規則及び山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め
る。
平成十八年七月十一日
山梨県知事 山 本 栄 彦

平成十八年七月十一日

山梨県行政組織規則及び山梨県事務委任規則の一部を改正する規則
（山梨県行政組織規則の一部改正）

第一条 山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第六児童相談所の項第三号中「は握」を「把握」に改め、同項第四号中「手続き」を「手続」に改め、同項に次の一号を加える。

九 障害児施設給付費の支給決定に関する事。

（山梨県事務委任規則の一部改正）

第二条 山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「指定国立療養所等への入所」を「指定医療機関への入院」に改め、同号リを同号ワとし、同号ハから同号チまでを同号トから同号ラまでとし、同号ロ中「指定国立療養所等への入所」を「指定医療機関への入院」に改め、同号ロを同号ヘとし、同号イ中「（里親及び保護受託者の認定を除く。）」を削り、同号イを同号ホとし、同号ホの前に次のように加える。

イ 第二十四条の三第二項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定

ロ 第二十四条の三第六項の規定による施設受給者証の交付

ハ 第二十四条の四第一項の規定による施設給付決定の取消し

ニ 第二十四条の四第二項の規定による施設受給者証の返還の請求

附則に次の一項を加える。

3 平成十八年九月三十日までの間における第四条第一号イからニまでの規定の適用については、同号イ中「第二十四条の三第二項」とあるのは「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十四条の規定により同法の施行前においても行うことができる」とされる同法附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法（以下「改正後の児童福祉法」という。）第二十四条の三第二項」とし、同号ロ中「第二十四条の三第六項」とあるのは「障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法の施行前においても行うことができる」とされる改正後の児童福祉法第二十四条の三第六項」とし、同号ハ中「第二十四条の四第一項」とあるのは「障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法の施行前においても行うことができる」とされる改正後の児童福祉法第二十四条の四第一項」とし、同号ニ中「第二十四条の四第二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第二十四条の規定により同法の施行前においても行うことができる」とされる改正後の児童福祉法第二十四条の四第二項」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十一号

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年七月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則
（山梨県立育精福祉センター管理規則の一部改正）

第一条 山梨県立育精福祉センター管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項」に、「第十六条第一項第二号」を「第十六条第一項」に改める。

第三条の表一の項中「第四条」を「第四条第一項」に、「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、同表二の項中「第四条」を「第四条第一項」に、「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の六」に改め、同表三の項中「第四条」を「第四条第一項」に改め、「知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同表に次のように加える。

四 条例第四条第一項の表三の項の知的障害 児施設支援	七〇人
-------------------------------	-----

別表中「知的障害者更生施設」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた知的障害者更生施設」に改め、同表入所定員の項中「七〇人」を「第三条の表四の項の定員内」に、「第二条の二」を「第三条」に改める。

（山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則の一部改正）

第二条 山梨県立あけぼの医療福祉センター管理規則（昭和五十年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項」に、「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

第三条を次のように改める。

（短期入所事業等の定員）

第三条 センターにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利 用 区 分	定 員
---------	-----

一 条例第四条第三項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、身体障害者に係るもの（身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置を含む。）、知的障害者に係るもの（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置を含む。）、又は肢体不自由児に係るもの（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置を含む。）

二人

二 条例第四条第三項の表一の項の短期入所を行う事業のうち、身体障害者に係るもの（身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による措置を含む。）、知的障害者に係るもの（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置を含む。）、又は重症心身障害児に係るもの（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置を含む。）

六人

三 条例第四条第三項の表二の項の肢体不自由児施設支援
三二人（通園による肢体不自由児施設支援を受ける者一〇人を含む。）

六〇人

四 条例第四条第三項の表二の項の重症心身障害児施設支援

別表（第二条関係）

別表を次のように改める。

区分	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
一 入所定員	第三条の表三の項の定員内	第三条の表四の項の定員内
二 入所期間	入所の日から入所の目的が達せられた日まで	
三 入所資格	児童福祉法第二十七条第一項の規定に基づく措置児童	

（山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十六条第一項第二号」を「第十六条第一項」に、「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項」に改める。

第四条の見出し中「知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同条中「知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス（同表一の項の短期入所を行う事業を含む。）」を加える。

第五条第一号中「知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加え、同条第二号中「知的障害者福祉法第十五条の四の四第一項の特定入所者食費等給付費」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十四条第一項の特定障害者特別給付費」に、「第十五条の十二第五項の施設受給者証」を「第二十二条第五項の障害福祉サービス受給者証」に改め、「知的障害者更生施設支援」の下に「に相当するサービス」を加える。

別表知的障害者更生施設の中「知的障害者更生施設」を「一 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者更生施設」に改め、同表養護老人ホームの項中「養護老人ホーム」を「二 養護老人ホーム」に改める。

第四条 山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立梨の実察設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例」を「山梨県立梨の実察設置及び管理条例」に改める。

第三条中「第十六条第一項第二号」を「第十六条第一項」に改め、同条第一号中「二の項」を「三の項」に改める。

第四条の表一の項中「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、同表二の項中「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の六」に改める。

第五条第二号中「知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項の特定入所者食費等給付費」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十四条第一項の特定障害者特別給付費」に、「第十五条の十二第五項の施設受給者証」を「第二十一条第五項の障害福祉サービス受給者証」に改める。

別記様式中「山梨県立知的障害者授産施設設置及び管理条例」を「山梨県立梨の実察設置及び管理条例」に改める。

「知的障害者及び知的障害者」に改める。

(山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則

第一条中、「山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例」を、「山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例」に改める。

第三条中、「第十八条第三項」を、「第十八条第二項」に改める。

第四条の表二の項中、「第十五条の三十二第一項」を、「第十五条の四」に改め、同表三の項中、「第二十一条の二十五第一項」を、「第二十一条の六」に改める。

第五条第二号中、「身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項の特定入所者食費等給付費」を、「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十四条第一項の特定障害者特別給付費」に、「第十七条の十一第五項の施設受給者証」を、「第二十二條第五項の障害福祉サービス受給者証」に改める。

別記様式中、「E 経過措置等」を、「E 経過措置等」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「含む」の下に、「知的障害者に係るもの(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四の規定による措置を含む。)(又は障害児に係るもの(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の六の規定による措置を含む。)」を加え、同表二の項及び三の項を削り、同表四の項中「第十八条第三項」を、「第十八条第二項」に、「六十人」を、「六十人」に、「十人」を、「一〇人」に改め、同項を同表二の項とする。

第四条第二号中、「身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項の特定入所者食費等給付費」を、「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十四条第一項の特定障害者特別給付費」に、「第十七条の十一第五項の施設受給者証」を、「第二十二條第五項の障害福祉サービス受給者証」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則
山梨県都市計画公聴会規則(昭和四十五年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「の規定による」を、「に規定する」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、知事が必要と認めるときは、市町村の区域ごとに開催することができる。
第四条第一項中、「公聴会開催の期日の一週間前」を、「知事が定める期限」に改め、「及びその理由」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該意見を述べようとする者が次項の利害関係人であるときは、意見書に事案に係る利害関係を記載しなければならない。
第四条第二項中、「当該公聴会」を、「事案」に改め、「住民」の下に、「及び利害関係人」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の八の表住宅課の項に次の一号を加える。

十二 住生活	1	第十五条第四項の規定による意見の申述
基本法(平成十八年法律第六十一号)の施行に関する事務	2	第十七条第一項の規定による都道府県計画の策定
	3	第十七条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による市

町村への協議等			
4 第十七条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への協議			
5 第十七条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県計画の公表			

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十四号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「石和町の区域を除く」を、「石和町の区域及び平成十八年七月三十一日における芦川村の区域を除く」に、「芦川村」を「笛吹市（平成十八年七月三十一日における芦川村の区域に限る）」に改める。

附則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年七月十一日

山梨県公安委員会

委員長 丸茂 紀彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南甲府警察署の部右左口警察官駐在所の項中

東八代郡中道町 東八代郡右左口

中道町のうち
中畑、上向山、下向山、心経寺

を

甲府市右左口町
一三三一

甲府市のうち
右左口町、中畑寺町

町、上向山町、下向山町、心経

に改め、同部上曾根警察官駐在所の項中

東八代郡上曾根

郡中道町 東八代郡中道町のうち
一九〇四 白井、上曾根、下曾根

を

甲府市上曾根町
一九〇四の一

甲府市のうち
白井町、上曾根町、下曾根町

に改め、同表長坂警察署の部小

淵沢警察官駐在所の項中

北巨摩郡小淵沢町
町八一六二の一 北巨摩郡小淵沢町

を

北杜市小淵沢町
八一六二の一 北杜市のうち
小淵沢町

に改め、同部武川警察官駐在所の項中、「武川町牧原、武川町三吹、武川町山高、武

川町黒沢、武川町新興、武川町宮脇、武川町柳沢」を「武川町」に改め、同表市川警察

署の部上九一色警察官駐在所の項中

西八代郡上九一
色村梯二七一

西八代郡市川三郷町のうち
畑熊、中山、埜、高萩、三
西八代郡上九一色村のうち
梯、古閑

帳、下芦川

を

一 甲府市梯町二七

甲府市のうち
梯町、古閑町
西八代郡市川三郷町のうち
畑熊、中山、袋、高萩、三帳、下芦

川

に改め、同表笛吹警察署の部芦川警察官駐在所の項所管区の欄中「東八

代郡芦川村」を「東八代郡」に改め、同表富士吉田警察署の部本栖警察官駐在所の項中

「西八代郡上九一色村」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。